

第4章 関係地域

4.1. 関係地域の基準

本事業に係る関係地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲3キロメートル以内の地域」を基準として設定した。

4.2. 関係地域

前項の基準に基づき知事が定めた、本事業に係る関係地域は、図4.2-1に示すとおりであり、以下の4市町の一部が含まれる。

- ・幸手市
- ・久喜市
- ・杉戸町
- ・五霞町

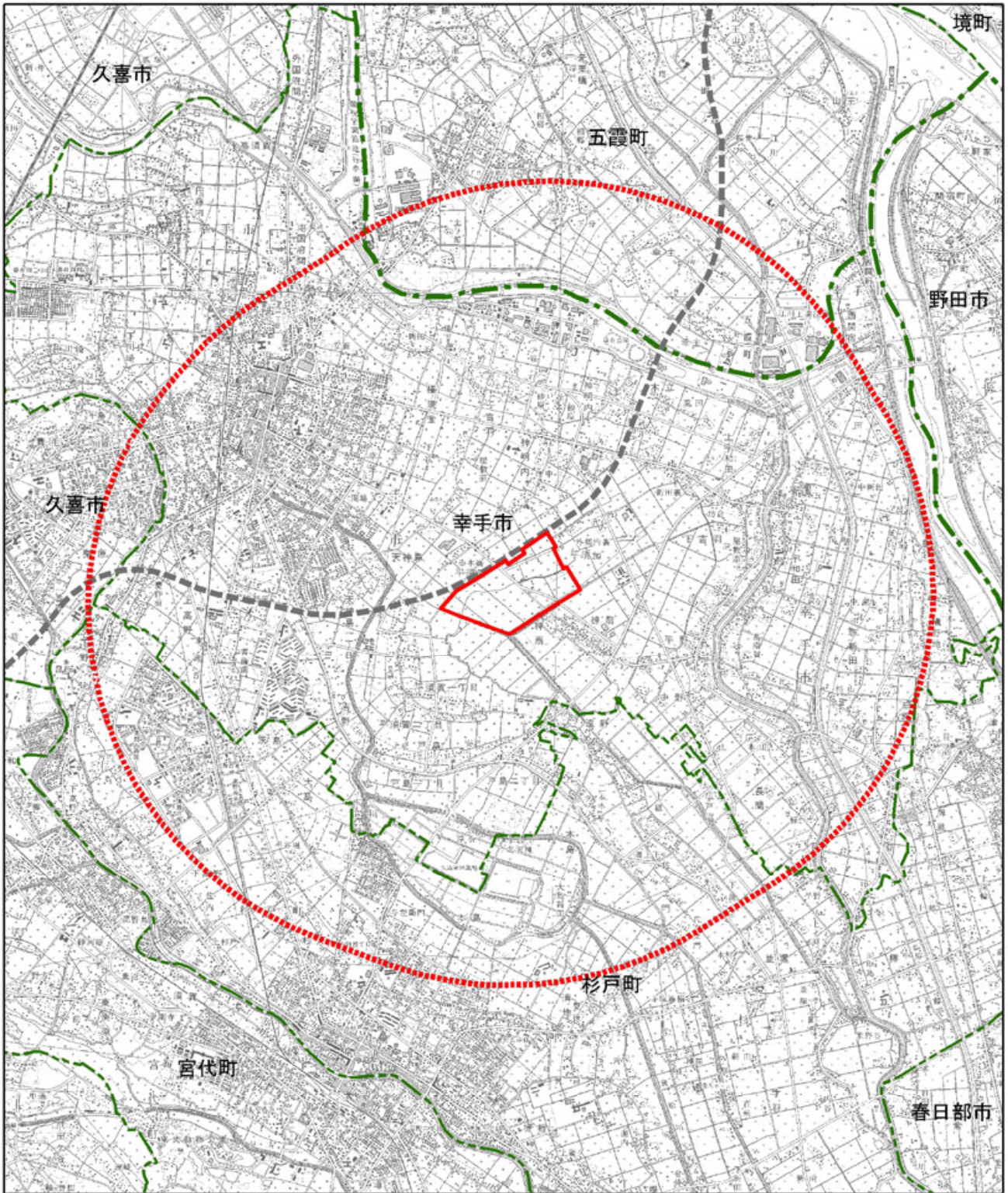


図 4.2-1 関係地域

凡例

- 計画地
- 県境界
- 各市町村の行政界
- 圏央道(計画)
- 関係地域

1:50,000

0 500 1,000 m



本図は、国土地理院発行数値地図 25000(地図画像)久喜、宝珠花、栗橋、下総境を使用している。